

荒尾市教育振興基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、新・第5次荒尾市総合計画の目標や理念を基に地域の実状に応じた荒尾市教育振興基本計画を策定したが、この基本計画が令和3年度末に計画期限を迎えることから、今後も本市の教育理念を明示し取り組むべき施策を推進するため、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とする「第2期荒尾市教育振興基本計画」を策定するものである。なお、本件については2か年で実施することとしており、本年度中に相手方を選定し契約を行い、令和3年度に本市の課題や目指すべき方向性を明らかにするための必要な調査等を行い、基本的な方針や講ずべき施策の基本方向を定める計画策定まで行うこととしている。

なお、本業務の遂行に当たっては、調査及び計画策定までを一貫して専門的な知見と全国の事例も含めた幅広く豊富な経験を持つ事業者に委託することによって、計画内容がより充実し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが可能になるため、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

荒尾市教育振興基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

- ① アンケート調査
- ② 基礎データの整理
- ③ 現状分析及び課題抽出
- ④ 計画（書）素案の策定支援
- ⑤ 荒尾市教育振興基本計画策定委員会の運営支援
- ⑥ パブリックコメントの支援
- ⑦ 計画書及び概要版の作成・印刷

(3) 業務の仕様等

別紙「荒尾市教育振興基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(6) 委託見積限度額

4, 160, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4, 576, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

参加表明書提出期限の日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市における工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 荒尾市入札参加資格登録をしている者であること。
- (8) 平成29年度以降、教育振興基本計画策定業務又は類似する計画策定業務の実績があること。

4. 最優秀提案事業者選定の手続

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「荒尾市教育振興基本計画策定業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

評価委員会委員の所属及び氏名は、最優秀提案事業者の決定前は非公開とする。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位4者について、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	公告	令和2年12月18日（金曜）
2	参加表明書（荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）の受付	令和2年12月18日（金曜）から 令和3年1月13日（水曜）まで
3	提示資料に関する質疑の受付	令和2年12月18日（金曜）から 令和2年12月25日（金曜）まで

4	資料に関する質疑の回答	令和3年 1月 8日 (金曜) 予定
5	参加資格審査	令和3年 1月15日 (金曜) 予定
6	提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)の発送	令和3年 1月15日 (金曜) 予定
7	提出意思確認書(要綱様式第4号)の提出期限	令和3年 1月22日 (金曜) まで
8	提案書(要綱様式第3号)等の提出期限	令和3年 1月22日 (金曜) まで
9	評価委員会による一次審査(提案書に基づく書類審査)	令和3年1月下旬予定
10	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和3年2月上旬予定
11	評価委員会による二次審査(プレゼンテーション審査)	令和3年2月中旬予定
12	採用(最優秀提案事業者)及び不採用の決定通知(要綱様式第7号及び様式第8号)及び契約の締結	令和3年2月下旬予定

5. 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書とともに下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(2) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)

ア 参加表明書(要綱様式第1号)

イ 会社概要(最新のもの。パンフレット等の使用も可)

ウ 直近年度の決算資料

エ 業務実績一覧(任意様式)

平成29年度からの業務実績のうち、本業務と類似する業務を記載すること。また、業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額(消費税含む。)」及び「業務の概要」を記載すること。

※業務実績は、元請けとして実施したものを対象とすること。

オ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し(参加表明書を提出する日から前3か月以内に交付を受けたもの)

カ 税に関して未納・滞納のないことを証する証明書(参加表明書を提出する日から前3か月以内に交付を受けたもの)

①国税に関する証明書(様式その3の3・写し可)

※所管の税務署にて交付を受けてください。

②熊本県税に関する証明書(第28号様式その6「熊本県税」・写し可)

※熊本県内に営業所(本支店を含む。)等が所在する事業者は提出してください。

※所管の県税事務所にて交付を受けください。

③荒尾市税に関する証明書(写し不可)

(ア)法人に関するもの

※荒尾市内に営業所（本支店を含む。）等が所在する事業者は提出してください。

（イ）代表者個人に関するもの

※法人代表者が荒尾市内に住所を有する場合は提出してください。

（3）参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部、副本2部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、（2）の添付書類一式をつづり込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和2年12月18日（金曜）から令和3年1月13日（水曜）までとする。

持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は簡易書留で期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）

6. 質疑回答

（1）質疑の受付

ア 受付期間：令和2年12月18日（金曜）から令和2年12月25日（金曜）まで

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市教育振興基本計画策定業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては事務局における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、電話による受理確認は、差し支えない。

（2）質疑に対する回答

ア 回答予定期日：令和3年1月8日（金曜）

イ 回答方法

回答予定期日に質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページに回答を掲載する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7. 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知

（1）提案書の提出要請

提出書類の内容を精査し、参加資格のある事業者に対し、令和3年1月15日（金曜）に「提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）」を発送する予定である。なお、通知のなかった者は、提案書の提出はできないこととする。

（2）提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、持参又は郵送により「提出意思確認書（要綱様式第4号）」を提出すること。

ア 提出期限：令和3年1月22日（金曜）までとする。

持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限

内に必着とする。

イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）

(3) 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

8. 提案書等の提出

(1) 提案書の構成

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、必ず、提案書（要綱様式第3号）と下記の添付書類を提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

ア 提案事項（任意様式、ただしA4サイズにまとめること。）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 業務実施体制及び配置予定者（任意様式）

※配置予定者については、業務の経験年数や業務に関連する所有資格、主な業務実績等を記載すること。

エ 業務実績報告書（任意様式）

※自己評価の高い実績2件について、成果物を各1部提出すること。実物がない場合はプリントアウトしたもので可。

(2) 提案書の提出

提案書の提出は、次のとおりとする。

ア 提出期限：令和3年1月22日（金曜）

イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）

ウ 提出書類：提案書（要綱様式第3号）を1部提出するとともに、上記の添付書類を、正本1部、副本7部提出すること。

エ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

(3) 見積書の提出

見積書の提出は、次のとおりとする。

ア 提出期限：令和3年1月22日（金曜）

イ 受付場所：事務局（荒尾市教育委員会教育振興課）

ウ 提出書類：事業費総額を明記した見積書（任意様式、消費税抜き）を1部作成し、次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。

①業務名称 ②提出者の所在地・名称・代表者名

③見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

エ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、事務局まで期限内に必着とする。

9. 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出者数が4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。なお、4者以下の場合には、二次審査において表2に関する項目を併せて評価する。

(1) 審査予定時期

令和3年1月下旬

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

表2 一次審査の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実績	・業務実績をどの程度有しているか。 ・業務実績において、本業務で期待する成果と類似する成果をどの程度あげているか。	15
実施体制	・本業務を遂行するための実施体制は妥当か。 ・本業務を遂行するための人員配置は妥当か。また、主担当者に十分な実績と能力を有する者を配置しているか。	15
合 計		30

10. 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。

(1) 日時

日時は、令和3年2月中旬を予定する。正式な日時や場所は、改めて通知する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、WEB会議等の手段によるプレゼンテーション方法に変更する場合がある。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、統括責任者及び主に担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね40分(入退室等5分、説明15分、質疑応答20分)程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

評価委員には提案者名を開示せず、表3の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

表3 二次審査の評価項目及び評価基準

評価項目	評価の基準・観点	配点
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査項目の検討に当たっての提案は妥当か。・市の現状や教育環境を取り巻くニーズの把握や現計画の成果と課題の分析は、的確な手法となっているか。・教育基本法その他関連法令、社会的背景等を理解し、教育に関わる国、県の動向、先進事例等に基づく提案であり、また、専門的な見地からの助言、方向性等の提示が期待できる内容となっているか。・指標の設定について、それを実現するための手法等について提案されているか。	40
作業計画	業務の工程管理は工夫され、計画どおりに進行できる具体性があり、実現可能な提案となっているか。また、進捗管理も含め、運営支援内容について、市の負担軽減が図れる内容となっているか。	20
その他	本計画を策定する上で、効果的かつ魅力的な独自の提案がなされているか。	10
合 計		70

1.1. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、次の算定方式によって提案価格及び評価委員会の技術提案評価（合計100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、技術提案の評価が高い提案者を上位とし、技術提案の評価も同点の場合は、審査会会長が上位の提案者を決定する。

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

ただし、審査会で、全ての提案者が仕様書の要求水準を満たさないと判断した場合は、最優秀提案事業者の候補者を特定しない場合もある。

【評価点数算定式】

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 90}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 10}{\text{参加者の見積額}}$$

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和3年2月下旬予定）するとともに、最優秀提案事業者を市ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。なお、電話による問合せには一切応じない。

12. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 参加表明書及び提案書等の提出書類の取扱い

本実施要領に基づき提出された提出書類は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(5) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市教育委員会教育振興課

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

電話番号 0968-63-1647

ファックス 0968-62-1218

電子メール ksinko@city.arao.lg.jp